

1 調査名称：坂東市都市計画道路再検討業務委託

2 調査主体：坂東市

3 調査圏域：常総都市圏

4 調査期間：令和2年～令和4年

5 調査概要：

本市の都市計画道路は、市内の市街化区域同士を連絡する路線や、市町合併を行う以前の旧岩井市の中心市街地等で合計16路線が都市計画決定され、これまでに着実に整備が進んできた。

一方、近年本市では、人口減少、市街地の空洞化、市町合併、更には東日本大震災等の影響により、都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの社会情勢や地域情勢の変化から、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

そのため本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画道路について、現在の社会情勢を踏まえた都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路の再検討を実施することとした。

本業務は、市の概況や都市計画等の状況整理を行うとともに都市計画道路再検討対象路線を抽出し、抽出した再検討対象路線について、「上位計画等における位置付け」、「道路機能の重要性」、「代替道路の状況」、「事業化の課題点」、「道路構造令との整合」等の定性的な項目の整理を行い、評価結果として取りまとめることにより、計画の継続、変更、廃止の大筋の方向性を明らかにすることを目的とする。

I 調査概要

1 調査名称

坂東市都市計画道路再検討業務委託

2 報告書目次

1 調査の概要

- 1－1 調査の背景と目的
- 1－2 調査の対象
- 1－3 調査の内容と位置付け

2 坂東市の概況と都市計画の状況整理

- 2－1 坂東市の概況
- 2－2 上位計画・関連計画の状況
- 2－3 都市計画の状況

3 都市計画道路及び再検討対象路線の概要整理

- 3－1 都市計画道路の概要
- 3－2 区間設定
- 3－3 現地調査及び現地写真
- 3－4 再検討対象路線の概要

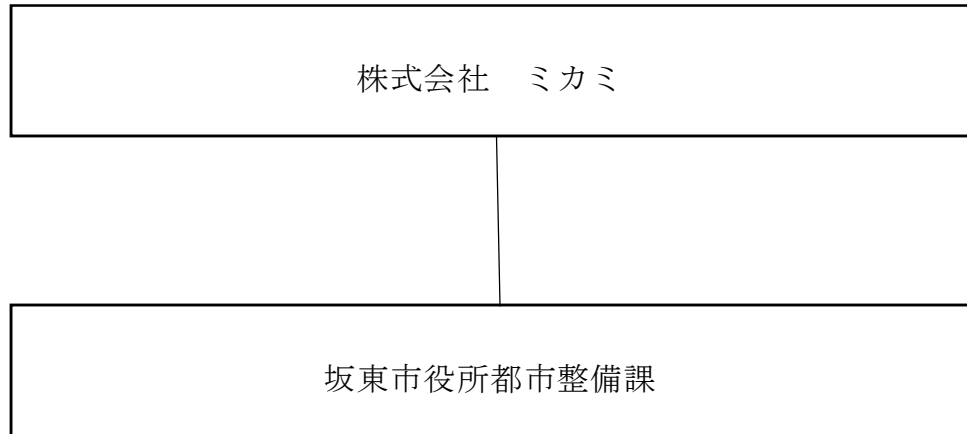
4 都市計画道路再検討概略カルテの作成

- 4－1 評価の指標
- 4－2 評価結果

5 今後の展開

6 参考資料

3 調査体制



4 委員会名簿等：

委員会がまだ設立されていないため、名簿等なし。

II 調査成果

1 調査目的

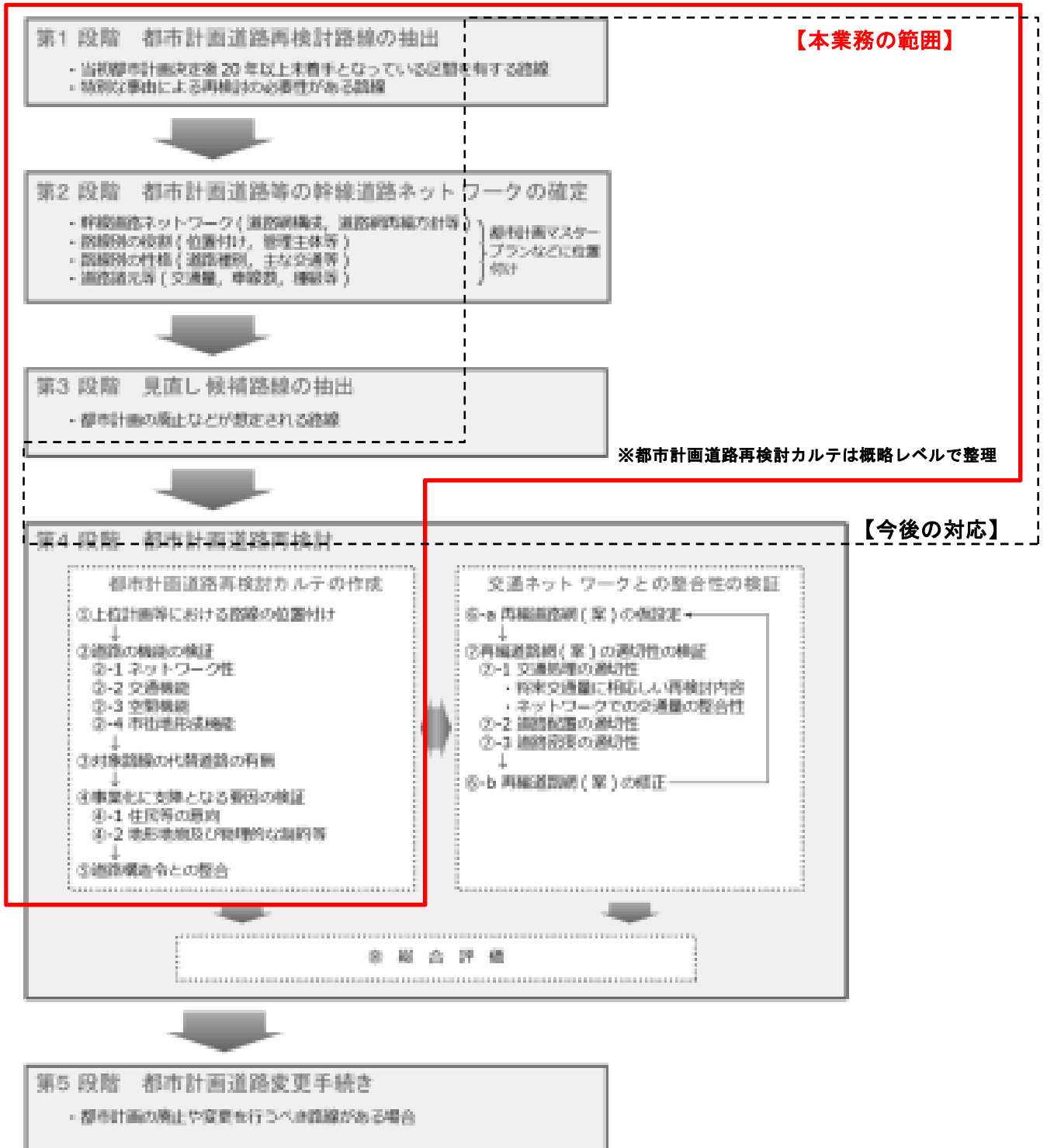
本市の都市計画道路は、市内の市街化区域同士を連絡する路線や、市町合併を行う以前の旧岩井市の中心市街地等で合計 16 路線が都市計画決定され、これまで着実に整備が進んできた。

一方、近年本市では、人口減少、市街地の空洞化、市町合併、更には東日本大震災等の影響により、都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの社会情勢や地域情勢の変化から、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

そのため本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画道路について、現在の社会情勢を踏まえた都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路の再検討を実施することとした。

本業務は、市の概況や都市計画等の状況整理を行うとともに都市計画道路再検討対象路線を抽出し、抽出した再検討対象路線について、「上位計画等における位置付け」、「道路機能の重要性」、「代替道路の状況」、「事業化の課題点」、「道路構造令との整合」等の定性的な項目の整理を行い、評価結果として取りまとめることにより、計画の継続、変更、廃止の大筋の方向性を明らかにすることを目的とする。

2 調査フロー



4 調査成果

○対象路線の再検討総合評価

2-1 及び 2-2 の検証を経て対象路線の再検討について次のような指標で総合評価を行う。

○判断基準

・ 存続路線の判断指標(原則)としては、

・ ①～⑤の全体評価結果が+4 以上

かつ

・ ⑦の評価結果のいずれかの項目が適切

である場合に「存続路線」と判定する

・ 見直し(全線・部分廃止または車線数の変更)路線の判断指標(原則)としては、

ある

・ 当該市町村において対象路線に関わる何らかの社会経済情勢等の変化が

かつ

・ ①～⑤の全体評価結果が-4 以下

かつ

・ ⑦の評価結果が全項目とも適切(対象路線の道路密度を算定する必要がない場合はその他 2 項目が適切)

である場合に「見直し路線」と判定する

これにより、対象路線の再検討総合評価(存続、変更、廃止)を明確にする

なお、上記の原則に合致しないものの、何らかの地域状況などが存在し、存続路線または見直し路線にすべきであると考えられる場合には、茨城県土木部都市局都市計画課との個別調整により判断する

・ この段階ではあくまでも当該市町村としての判定結果であるため、この結果を用いて茨城県土木部都市局都市計画課との調整を行うと共に、必要に応じて関係機関との協議・調整を行うこととする

・ そのほか、これら関係機関との協議・調整とは別に、対象路線に関わる住民などに対する説明や合意形成が必要である